

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請に係る法令試験問題（R8.7.22）
（解答編）

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

- ※ 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
- ※ 設問の文中には、文言等を一部省略しているものもあります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を
（ ） 内に記入しなさい。

問 1 （定義）

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。（貨物自動車運送事業法）

（ ○ ）

問 2 （定義）

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送をいう。（貨物自動車運送事業法）

（ ○ ）

問 3 （一般貨物自動車運送事業の許可）

一般貨物自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ × ）

問 4

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはいけない。（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

（ ○ ）

問 5（有償運送）

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するときや、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。（道路運送法）

（ ○ ）

問 6（輸送の安全性の向上）

事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ × ）

問 7（過労運転等の防止）

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務距離を定め当該運転者にこれらを遵守させなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ × ）

問 8（過労運転等の防止）

事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ○ ）

問 9（点呼等）

事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、日常点検整備の実施又はその確認について等の報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）（道路運送車両法）

（ ○ ）

問 1 0 （点呼等）

事業者は、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を 3 年間保存しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ × ）

問 1 1 （運行管理者）

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者の内から、運行管理者を選任しなければならない。（貨物自動車運送事業法）

（ ○ ）

問 1 2 （運行管理者）

事業者は、運行管理者を選任するときは、30 日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任するときも、同様とする。（貨物自動車運送事業法）

（ × ）

問 1 3 （従業員に対する指導及び監督）

事業者は、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術および法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ○ ）

問 1 4 （名義の利用等の禁止）

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者のため利用させることができる。（貨物自動車運送事業法）

（ × ）

問 1 5 (事業)

国土交通大臣が指定をした地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は貨物自動車運送事業法に基づく命令の遵守に関し事業者に対する指導を行う。(貨物自動車運送事業法)

(○)

Ⅱ. 次の問題 1 6 から 2 0 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問 1 6 (事業計画の変更の認可の申請)(事業計画の変更の届出)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものに×を付けなさい。(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 (○)
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更 (×)
- ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 (○)
- エ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 (○)
- オ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 (×)

問 1 7 (運転者等台帳)

事業者等は、運転者等ごとに一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないことになっています。台帳に記載しなければならないものについて次の中から正しいものを2つ選び記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 運転者等の持病
- イ. 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日
- ウ. 運転者等の事故歴及び交通違反歴
- エ. 運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診状況
- オ. 運行管理者資格に関する事項

(イ) (エ)

問 1 8 （事業報告書及び事業実績報告書）

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入しなさい。（貨物自動車運送事業報告規則）

① 事業報告書 (エ)

② 事業実績報告書 (イ)

ア．前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 5 月 3 1 日まで

イ．前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 7 月 1 0 日まで

ウ．前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 1 2 月 3 1 日まで

エ．毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 0 0 日以内

オ．毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 2 0 日以内

カ．毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年 5 月 3 1 日まで

問 1 9 （点検整備）

事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について遵守しなければならないことになっています。次の中で正しいものを 1 つ選び記入しなさい。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

ア．事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。

イ．点検及び整備をしたときは、点呼簿及び運転者等台帳に記載し、これを保存すること。

(ア)

問 2 0 （貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息时间及び運転時間については、労働省告示（平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号）によって定められています。①～⑫から正しいものを選び【 】内に記入しなさい。）

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

- ア．拘束時間は、1 箇月について【 ⑪ 】を超えないものとする。
- イ．1 日についての拘束時間は、【 ⑦ 】を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、1 5 時間とすること。
- ウ．勤務終了後、継続【 ⑤ 】以上の休息期間を与えるよう努めること。
- エ．運転時間は、2 日を平均し 1 日当たり 9 時間以内、2 週間を平均し 1 週間当たり【 ⑨ 】時間を超えないものとする。
- オ．連続運転時間は、【 ② 】を超えないものとする。

① 3 時間	② 4 時間	③ 5 時間	④ 1 0 時間
⑤ 1 1 時間	⑥ 1 2 時間	⑦ 1 3 時間	⑧ 4 0 時間
⑨ 4 4 時間	⑩ 4 5 時間	⑪ 2 8 4 時間	⑫ 3 0 0 時間